

長崎県畜産クラスター計画認定要領

- (制定 平成 27 年 3 月 2 日付け 26 畜第 855 号)
- (一部改正 平成 27 年 9 月 1 日付け 27 畜第 333 号)
- (一部改正 平成 28 年 3 月 2 日付け 27 畜第 333 号)
- (一部改正 平成 28 年 11 月 29 日付け 28 畜第 615 号)
- (一部改正 平成 31 年 3 月 5 日付け 30 畜第 728 号)
- (一部改正 令和 2 年 4 月 1 日付け 2 畜第 111 号)
- 一部改正 令和 5 年 4 月 17 日付け 5 畜第 169 号

第 1 趣旨

長崎県の畜産は農業の基幹作目であり、県下全域で、地域の土地条件や気象条件に応じて、産地振興に取り組んでいるが、近年の飼料価格高騰や経営者の高齢化等、厳しい経営環境の影響により、生産基盤の弱体化が懸念されている。

地域に根ざした有機的な取組を促進するため、地域の畜産関係者が連携して組織する畜産クラスター協議会の設立を推進するとともに、畜産クラスター協議会が定める畜産クラスター計画を推進し、地域毎の畜産収益力向上対策を実現することにより、本県の畜産振興に資するものとする。

第 2 定義

本要領における用語については、次のとおりとする。

1 畜産クラスター協議会（以下「協議会」。）

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1572 号農林水産事務次官依命通知。以下「基金等事業交付等要綱」という。）第 4 の 1 に定めるとおりとする。

2 畜産クラスター計画

基金等事業交付等要綱第 4 の 2 に定めるとおりとする。

3 中心的な経営体

基金等事業交付等要綱第 4 の 3 に定めるとおりとする。

第 3 協議会の要件

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通知。以下「基金等事業実施要領」）第 2 の 1 に定めるとおりとする。

第 4 計画の申請及び認定

1 協議会は、畜産クラスター計画認定申請書（第 1 号様式。以下「認定申請書」。）に畜産クラスター計画（第 1 号様式別添参考様式）を添付し、所轄の振興局長経由で知事に提出するものとする。

2 認定申請書の提出を受けた振興局長は、畜産クラスター計画に関する意見書（第 2 号様式。以下「振興局長意見書」。）に、認定申請書を添付して

知事あて提出するものとする。

- 3 認定申請書の提出に当たって、認定を受けようとする計画の対象地域の範囲が複数の振興局の管轄に及ぶ場合には、振興局長を経由せず、知事へ提出できるものとする。
- 4 知事は認定申請書の提出を受けた場合、認定基準に基づき畜産クラスター計画の内容を審査し、適当と認めるときは認定し、畜産クラスター計画認定通知書（第3号様式。以下「認定通知書」）により申請者に通知する。
- 5 知事が畜産クラスター計画を認定した場合、関係する振興局長及び市町長に対し、認定通知書の写しを送付するものとする。
- 6 協議会は認定を受けた畜産クラスター計画について次に掲げる事項を変更する場合は、畜産クラスター計画変更認定申請書（第4号様式）を提出し、知事の認定を受けなければならない。
 - (1) 畜産クラスター計画に記載された、「目的」、「協議会の取組内容」、「行動計画」、「中心的な経営体等の概要」、「取組により期待される効果」の変更
 - (2) その他、畜産クラスター計画において定められた目的の達成について、重大な影響を与える可能性のある事項の変更

第5 目標年度

- 1 畜産クラスター計画における目標年度は、計画の認定を受けようとする年度の翌年度から起算して5年を超えない範囲内とする。
- 2 第4の6に定める知事の認定を要する計画変更に当たり、必要と認められる場合は、前項により定められた目標年度に加え、当該変更の認定を受けようとする年度の翌年度から起算して5年を超えない範囲内を新たな目標年度とするものとする。

第6 計画の取組状況の報告等

- 1 協議会は認定計画に定められた「主要テーマ」ごとの毎年10月1日時点の取組状況及びその効果の達成状況について、目標年度までの期間、毎年10月末日までに、畜産クラスター計画状況報告書（第5号様式。以下「状況報告書」。）により、知事へ提出するものとする。
- 2 前項の手続については、第4の1および3に準じて行うものとする。
- 3 ただし、基金等事業実施要領第8の3に基づく取組状況の報告を実施した場合においては、本報告を状況報告書に置き換えるものとする。
- 4 状況報告書の提出を受けた知事は、その内容について点検し、取組状況が十分でない又は目的の達成が遅れていると判断した場合は、協議会に対して適切な措置を講ずるものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、畜産クラスター計画の認定に必要な事項は、知事が別に定めるところによる。

附則

この要領は、令和5年4月17日より施行する。

(別紙)

畜産クラスター計画の認定基準

- 1 以下の項目が記載されていること
 - (1) 畜産クラスター協議会の名称及び構成員と役割
 - (2) 畜産クラスター計画の目的
 - (3) 畜産クラスター協議会の取組内容
 - (4) 畜産クラスター協議会の行動計画
 - (5) 畜産クラスター計画の中心的な経営体等の概要
 - (6) 畜産クラスター計画の取組により期待される効果

- 2 生産コストの削減、高付加価値化、新規需要の創出等を通じて地域の畜産の収益性の向上に資する計画と認められること

- 3 地域の畜産における中心的な経営体等への再編・合理化又は中心的な経営体等と畜産農家以外の者との連携強化に資する計画と認められること

- 4 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の3第1項の県計画等と整合性が図られていること
- 5 畜産クラスター計画に定められた取組等が、以下の全てに該当すること
 - (1) 取組による収益性向上の効果が可能な限り定量的に示され、その効果の実現が見込まれること
 - (2) 協議会の構成員の連携・協力による取組であり、効果の発現のために果たすべき構成員の役割が明確に定められていること
 - (3) 取組の効果が地域内に広く波及すると見込まれること
 - (4) 国庫補助事業の実施の有無に関わらず、収益性向上の取組が行われること
 - (5) 中心的な経営体等の取組は、畜産クラスター計画の目的の実現のために必要なものであり、中心的な経営体等以外の者との連携が継続的に行われるものであること
 - (6) 中心的な経営体等が参画する取組は、地域内の畜産農家等との預託や売買等による家畜及び家きんの引受けにより、整備する施設等の規模に応じて平均飼養規模以上となるよう飼養頭羽数を増加し、又は生産資材、労働力、資本の引受け等により規模を拡大するものであること

第 1 号様式（第 4 の 1 関係）

畜産クラスター計画認定申請書

第 号
年 月 日

長崎県知事 様

所 在 地
クラスター協議会名称
代 表 者 氏 名

標記の件について、別添の畜産クラスター計画書の認定を受けたいので、長崎県畜産クラスター計画認定要領第 4 の 1 の規定により申請します。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○-○○○-○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○-○○○-○○○○）

(参考様式)

畜産クラスター計画

都道府県	地域	協議会の名称	作成年月日	更新年月日

活用しようとする特別枠

肉用牛・酪農 重点化枠	中山間地域 優先枠	輸出拡大 優先枠	飼料増産 優先枠	省エネ優先枠	経営転換推進枠

経営継承	生産基盤拡大 (肉用牛)	生産基盤拡大 (乳用牛)

- ※ 肉用牛・酪農重点化枠を活用する場合、機械導入事業（重点化枠の取組に係るもののみ）及び実証事業に係る事業実施計画書を添付すること。
- ※ 輸出拡大優先枠を活用する場合、「生産拡大計画（畜産クラスター計画の行動計画等に具体的な記述がなされる場合には、それをもって代えることができる。）」及び輸出に取り組む事業者の「輸出計画」を添付すること。
- ※ 生産基盤拡大加速化事業を活用する場合、「1 目的」及び「3 行動計画」の欄に和牛の生産拡大又は生乳の生産拡大に係る具体的な目的及び行動計画をそれぞれ記載すること。

構成員と役割

構成員	事業内容又は事業手続に係る役割
	1. 協議会事務局 2. (番号○) 3. (番号○)
	1. (番号○)
※輸出枠での取組にあつては、輸出に取り組む事業者が含まれていること	

※ 「事業内容又は事業手続に係る役割」欄には、「1 目的」に記載される番号に係る取組ごとの役割を記載する。

1 目的

番号	テーマ	目的
1	《重点テーマ》 《付随テーマ》	《現状（直近数年間の状況変化）》 《対策を講じない場合に予想される将来の状況》 《目的（将来（○年後）目指す姿）》

肉酪枠	<p>《テーマ》 乳用後継牛の確保・育成の推進</p>	<p>《現状（直近数年間の状況変化）》</p> <p>現状水準（既に行われている取組の具体的な内容（4つ以上））</p> <table border="1" data-bbox="656 298 2085 494"> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </table> <p>※ 現状水準の達成状況だけでなく、その背景や現状水準の達成に至るまでの具体的な取組等を記載。</p> <p>《対策を講じない場合に予想される将来の状況》</p> <p>《目的（将来（○年後）目指す姿）》</p>				
中山間枠	<p>《テーマ》 放牧を活用した規模拡大に必要な畜舎整備</p>	<p>《現状（直近数年間の状況変化）》</p> <p>○対象地域への該当状況（市町村が確認すること）</p> <table border="1" data-bbox="656 877 2085 925"> <tr> <td>○○法に基づく、○○地域に該当。</td> </tr> </table> <p>《対策を講じない場合に予想される将来の状況》</p> <p>《目的（将来（○年後）目指す姿）》</p>	○○法に基づく、○○地域に該当。			
○○法に基づく、○○地域に該当。						

輸出 枠		<p>《現状（直近数年間の状況変化）》</p> <p>《対策を講じない場合に予想される将来の状況》</p> <p>《目的（将来（○年後）目指す姿）》</p>
飼料 枠		<p>《現状（直近数年間の状況変化）》</p> <p>《対策を講じない場合に予想される将来の状況》</p> <p>《目的（将来（○年後）目指す姿）》</p>
省エ ネ 枠		<p>《現状（直近数年間の状況変化）》</p> <p>《対策を講じない場合に予想される将来の状況》</p> <p>《目的（将来（○年後）目指す姿）》</p>
経営 転換 枠		<p>《現状（直近数年間の状況変化）》</p> <p>《対策を講じない場合に予想される将来の状況》</p> <p>《目的（将来（○年後）目指す姿）》</p>

<p>経営継承</p>		<p>《現状（直近数年間の状況変化）》</p> <p>《対策を講じない場合に予想される将来の状況》</p> <p>《目的（将来（○年後）目指す姿）》</p>
-------------	--	--

- ※ 協議会が主として達成しようとする「重点テーマ」とその取組の付随的な効果として達成しようとするテーマがあれば「付随テーマ」として分けて記載。ただし、独自のテーマの場合は、地域の生産基盤の強化、収益性の向上に資するテーマであることが、目的の記述から明らかであること。
- ※ 目的は、「現状」、「対策を講じない場合に予想される将来の状況」を定量的に分析した記述を行うことで、「目的」の設定の必要性を明らかにすること。「目的（将来目指す姿）」は、「畜産クラスターによる推進が期待される取組類型」に記載された「目的」を参考に地域の実情に応じて具体的に記載すること。

2 協議会の取組内容

番号	目的達成のための取組（概要）	取組における中心的な経営体とその他の構成員の連携・役割分担	
		中心的な経営体等	その他の構成員
1	〔 都道府県計画等での位置付け 〕		
肉酪枠	〔 都道府県計画等での位置付け 〕		
中山間枠			

	〔都道府県計画等での位置付け〕		
輸出枠	〔都道府県計画等での位置付け〕		(輸出に取り組む事業者)
飼料枠	〔都道府県計画等での位置付け〕		
省エネ枠			

	〔 都道府県計画等での位置付け 〕		
経営 転換 枠	〔 都道府県計画等での位置付け 〕		
経営 継承	〔 都道府県計画等での位置付け 〕		

※ 「目的達成のための取組（概要）」には、目的の番号ごとに対応する取組の内容を記載し、記載に当たっては、「畜産クラスターによる推進が期待される取組類型」に記載された「取組」を参考として、取組の概要を記載する。

※ 「目的達成のための取組（概要）」には、酪肉近都道府県計画、市町村計画、H27年の酪肉近策定に係る緊急3課題、その他地域の畜産振興のため

に都道府県、市町村が定めた計画（以下「都道府県計画等」という。）における当該取組の位置づけを記載。

- ※ 「取組における中心的な経営体とその他の構成員の連携・役割分担」には、「畜産クラスターによる推進が期待される取組類型」に記載された「連携の内容（例）」を参考として、取組の主体（主語）を明らかにした上で、その取組において、中心的な経営体等や関連するその他の構成員が行う取組の概要を記載する。
- ※ 畜産経営継承支援事業を活用する場合には、「取組における中心的な経営対等とその他の構成員の連携・役割分担」の「中心的な経営体等」の欄に、事業を活用する構成員が行う取組の概要を記載する。

3 行動計画

番号	行動計画の詳細		
	取組毎の行動計画	中心的な経営体等の行動計画	その他の構成員の行動計画
		《取組の主体》 《行動計画》	《取組の主体》 《行動計画》
		《取組の主体》 《行動計画》	
肉酪榨		《取組の主体》 《行動計画》	《取組の主体》 《行動計画》
		《取組の主体》 《行動計画》	
中山間榨		《取組の主体》 《行動計画》	《取組の主体》 《行動計画》
		《取組の主体》 《行動計画》	

輸出枠		《取組の主体》 《行動計画》	《取組の主体》 《行動計画》 ※ 輸出計画の概要を記載
		《取組の主体》 《行動計画》	
飼料枠		《取組の主体》 《行動計画》	《取組の主体》 《行動計画》
		《取組の主体》 《行動計画》	
省エネ枠		《取組の主体》 《行動計画》	《取組の主体》 《行動計画》
		《取組の主体》 《行動計画》	
経営転換枠		《取組の主体》 《行動計画》	《取組の主体》 《行動計画》
		《取組の主体》 《行動計画》	

経営継承	《取組の主体》 《行動計画》	《取組の主体》 《行動計画》
	《取組の主体》 《行動計画》	

- ※ 「番号」は、「1 目的」及び「2 協議会の取組内容」の番号と対応すること。
- ※ 「行動計画の詳細」には、2 協議会の取組内容に記載した「目的達成のための取組」の詳細な行動計画と「取組における中心的な経営体等とその他の構成員の連携・役割分担」に対応する具体的な行動計画を記載する。具体的な行動計画とは、取組の主体毎に、これまでの取組内容、どのような取組を誰と、いつ（いつからいつまで）、どのような規模、方法により実施するのかを具体的に記載する。これにより、①取組の主体が果たすべき役割、②計画の実現可能性を明確化すること。
- ※ 中心的な経営体等欄の《取組の主体》、《行動計画》は、個々の中心的な経営体等別に記載するものとする。ただし、複数の中心的な経営体等が連携して、同一又は類似の取組を行う場合にあつては、《取組の主体》に個々の中心的な経営体等を明らかにした上で、共通する取組について《行動計画》に包括して記載することができるものとする。ただし、この場合、個々の中心的な経営体等の取組内容の違い（規模、時期、方法等）は、4の中心的な経営体等の概要で明らかにするものとする。
- ※ 全体的な調整、推進の役割を果たす構成員（事務局等）が、不特定多数の者を対象とした取組を実施する場合には、様式下段を参考として、その取組に関係する中心的な経営体等を明らかにしつつ、中心的な経営体以外の者も含む不特定多数の者を対象とした取組であることがわかるよう記載する。

4 中心的な経営体等の概要

中心的な経営体等の名称	畜産農家・受託組織・新規就農者の別及び飼養畜種		取組における中心的な経営体等の役割及び連携の内容 ※「2協議会の取組内容」毎に中心的な経営体等の役割・連携の相手方を記載 ※「番号」欄には「2協議会の取組内容」の該当する番号を記載		活用が見込まれる施策						畜産経営体質強化資金対策事業	その他
	畜産農家等の別	飼養畜種	番号	役割・連携の内容	施設整備	機械導入	調査・実証・推進	経営継承	生産基盤拡大 (肉用牛)	生産基盤拡大 (乳用牛)		
肉用牛・酪農重点化枠の取組に参画する中心的な経営体												
中山間地域優先枠の取組に参画する中心的な経営体												
輸出拡大優先枠の取組に参画する中心的な経営体												
飼料増産優先枠の取組に参画する中心的な経営体												
省エネ優先枠の取組に参画する中心的な経営体												
経営転換推進枠の取組に参画する後継者不在経営体												
経営継承の取組に参画する後継者不在経営体、経営継承者												

※ 「4 中心的な経営体等の概要」には、中心的な経営体等の概要及び取組の内容、連携の相手方を「2協議会の取組内容」及び「3行動計画」に沿って記載する。

※ 中心的な経営体等が活用を見込んでいる施策があれば、その施策名を記載する。国庫補助事業以外でも活用を見込んでいる施策があれば記載する。

5 取組により期待される効果

番号	期待される効果 (生産コストの低減、高付加価値化、新規需要の創出等の内容)	目標	検証方法
	<p>《重点テーマに対する効果》 (施設整備等事業実施による直接的な効果)</p> <p>(連携の取組による間接的な効果)</p> <p>《付随テーマに対する効果》</p> <p>《収益性向上効果》</p>	<p>《重点テーマ》に係る KPI</p>	
肉酪粹	<p>《目標水準の達成が見込まれる根拠》 ※ 目標水準が達成される根拠について、定量的に記載。</p>	<p>《目標値》 ※ 目標水準についての当該取組における目標値</p>	

<p>中山間 村</p>	<p>《重点テーマに対する効果》 （施設整備等事業実施による直接的な効果）</p> <p>（連携の取組による間接的な効果）</p> <p>《付随テーマに対する効果》</p> <p>《収益性向上効果》</p>	<p>《重点テーマ》に係る KPI</p>	
<p>輸出 村</p>	<p>《重点テーマに対する効果》 （施設整備等事業実施による直接的な効果）</p> <p>（連携の取組による間接的な効果）</p> <p>《付随テーマに対する効果》</p> <p>《収益性向上効果》</p>	<p>《重点テーマ》に係る KPI</p>	

<p>飼料枠</p>	<p>《重点テーマに対する効果》 (施設整備等事業実施による直接的な効果)</p> <p>(連携の取組による間接的な効果)</p> <p>《付随テーマに対する効果》</p> <p>《収益性向上効果》</p>	<p>《重点テーマ》に係る KPI</p>	
<p>省エネ枠</p>	<p>重点テーマに対する効果》 (施設整備等事業実施による直接的な効果)</p> <p>(連携の取組による間接的な効果)</p> <p>《付随テーマに対する効果》</p> <p>《収益性向上効果》</p>	<p>《重点テーマ》に係る KPI</p>	

<p>経営 転換 枠</p>	<p>重点テーマに対する効果》 （施設整備等事業実施による直接的な効果） （連携の取組による間接的な効果） 《付随テーマに対する効果》 《生産性向上効果》</p>	<p>《重点テーマ》に係る KPI</p>	
<p>経営 継承 枠</p>	<p>重点テーマに対する効果》 （施設整備等事業実施による直接的な効果） （連携の取組による間接的な効果） 《付随テーマに対する効果》 《生産性向上効果》</p>	<p>《重点テーマ》に係る KPI</p>	

※ 「期待される効果」・「目標」には、可能な限り定量的に記載されることが望ましい。

※ 「検証方法」には、自らの計画の達成状況を把握するための手段を記載。

※ 《重点テーマ》に対する効果と《付随テーマに対する効果》を記載。

※ 施設整備や機械導入の事業を実施する場合には、その直接的な効果と連携による間接的な効果を記載。

※ それぞれの効果の総和としての収益性向上効果を記載（経営継承の取組を除く）。

第2号様式（第4の2関係）

畜産クラスター計画に関する意見書

第 号
年 月 日

長崎県知事 様

振興局長
(公印省略)

令和 年 月 日付け 第 号で から申請のあった
畜産クラスター計画認定申請書について、下記の通り意見を付して提出します。

記

1 意見

※ （別紙）畜産クラスター計画知事認定基準に基づき、畜産クラスター計画の妥当性について、振興局の意見を記載するものとする

※ 振興局が畜産クラスター協議会構成員となっている場合は、畜産クラスター協議会における振興局の役割も記載する。

第3号様式（第4の4関係）

第 号
年 月 日

（認定申請畜産クラスター協議会代表者） 様

長崎県知事

畜産クラスター計画（変更）認定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった畜産クラスター計画については、
長崎県畜産クラスター認定要領第4の4の規定によって、申請のとおり認定し
ます。

第4号様式（第4の6関係）

畜産クラスター計画変更認定申請書

第 号
年 月 日

長崎県知事 様

所 在 地
クラスター協議会名称
代 表 者 氏 名

令和 年 月 日付け 畜第 号で認定のあった畜産クラスター計画について、別添の畜産クラスター計画書のとおり変更認定を受けたいので、長崎県畜産クラスター計画認定要領第4の6の規定により申請します。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○-○○○-○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○-○○○-○○○○）

第5号様式（第6の1関係）

畜産クラスター計画状況報告書

第 号
年 月 日

長崎県知事 様

所 在 地
クラスター協議会名称
代 表 者 氏 名

標記の件について、長崎県畜産クラスター計画認定要領第6の1の規定により、別添のとおり報告します。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○-○○○-○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○-○○○-○○○○）

第5号様式（別添）

年 月 日

畜産クラスター計画状況報告書（令和 年10月1日現在）

協議会

番号	協議会の取組内容 (目的達成のための取組(概要))※	取組状況、効果、今後の予定等

※ 畜産クラスター計画「2 協議会の取組内容」から、「番号」及び「目的達成のための取組(概要)」の概略を記載すること。
(ただし、「都道府県計画等での位置付け」は記載不要。)